

事例研究～中国ビジネス法務

独占禁止法の厳格化と最新動向

北京市大地律師事務所 / 日本部

パートナー弁護士 法学博士 熊琳



今年7・8月、中国における独占禁止法の執行が強化され、独占禁止法違反に関するニュースが相次いで報じられました。今後ますます厳格化することが予想される独占禁止法の最新動向について解説します。

中国の独占禁止法の執行権限は、商務部、国家工商行政管理総局（以下「工商局」）および国家発展改革委員会（以下「発改委」）に委ねられています。うち商務部は事業者集中に関する審査業務、発改委は価格に関する独占禁止法違反案件の調査・処罰、工商局はこれらの業務を除く案件（主として独占合意）に関する調査・処罰を担当しています。今年7・8月の期間中、各執行機関による調査・処罰等の執行が強化され、各機関より以下について決定が行われました。

商務部では8月、事業者集中に関する次の2件について、短期間に連続して条件付きの承認を行いました。

(1) 国百特国際有限公司 (Baxter International Inc.) による瑞典金宝公司 (Gambro AB) の買収案件

(2) 聯発科技股份有限公司 (MediaTek, Inc) による開曼晨星半導體公司 (MStar Semiconductor Inc. (Cayman)) の吸収合併案件

また発改委も、8月に続けて次の2件の行政処罰の決定を行いました。

(1) 7日、価格に関する独占合意（価格操作）を理由として、合生元 (Biostime)、美贊臣 (Mead Johnson)、多美滋 (Dumex)、雅培 (Abbott)、富仕蘭 (Friso)、恒天然 (Fonterra) の粉ミルクメーカー6社に対し、合計約6.7億円の罰金の支払いを命じました。

(2) 12日、上海市の貴金属業界団体である「上海黄金裝飾品協会」は、老鳳祥銀樓、老廟、亜一、城隍珠寶、天寶龍鳳などの貴金属店と組んで談合を行い、金とプラチナの価格を操作したものと認定され、同協会に対して50万円の罰金、上記五つの貴金属店に対して1,009.37万元（直近年度の売上高の1%）の罰金をそれぞれ支払うよう命じました。

さらに工商局は7月29日、独占禁止法違反案件について、同局のホームページ上にて調査を終了した12の案件を公表しました。その重要な目的の一つは、情報を公開することで、独占合意等を利用することにより利益を上げようと企図する事業者に対して脅威を与えることが挙げられます。

独占禁止法違反に関する問題は近時、中国政府が最も注目している問題の一つです。各機関による法執行が同時に強化されており、今後も長期にわたり厳しい取り締まりが行われることが予想されます。中国で活動する事業者・団体におかれましては、以下の3点について特に注意が必要かと思われます。

1. 中国の独占禁止法のうち、事業者集中申告に関する規定の効力は域外にも適用されるため、中国国外において、合併・株式譲渡・合弁会社の設立等の取引が行われる場合も、同法への抵触について検討を行わなければなりません。具体的には、取引に関する諸条件が、中国の独占禁止法に定められた申告基準に達する場合、商務部に申告を行わなければなりません。もし申告が行われない場合は、中国法の規定により取引を実施することができないか、スケジュールに遅れをもたらすスムーズに取引を進めることが困難となる可能性も高くなります。また、申告基準に該当するにもかかわらず、所定の申告を行わずに取引を完了させた場合、商務部による処罰の対象となります。取引を検討している企業は、自社もしくは弁護士に申告基準について確認されることをお勧めします。

2. 業界団体が同じ業界の企業を取りまとめて独占合意を締結し、市場の価格を操作する行為は、工商局が以前から重点的に取り組んでいる問題です。既に公表されている行政処罰が科された12の案件のうち、9件がこの種の案件でした。業界団体の影響力は個々の企業に比べて非常に大きく、独占禁止法の執行対象となりやすいため、業界団体または同種の性質を有する組織は、価格操作に抵触する行為を行っていないか否か、その法的リスクの有無に対して、特に注意を払うべきでしょう。

3. 独占合意の締結により製品・サービスの価格を操作することは、同時に、価格カルテル、縦のカルテル（垂直的な独占合意）・横のカルテル（水平的な独占合意）にも関連し、市場における支配的な地位の濫用に該当しうることから、独占禁止法の各執行機関によって並行して調査が行われる可能性があります。例えば、近時広く注目を集めている輸入自動車の価格高騰の問題については、現在、商務部・発改委・工商局による調査が行われており、今後も独占禁止法に関する各機関の動向が注目される所です。

以上をまとめると、目下、独占禁止法の執行が強化されていることを踏まえ、各業界団体・企業は、調査対象となりうる事由の有無について点検を行うと共に、積極的に対策を講じ、リスクの予防に努めるべきでしょう。

中秋節の1日当たり旅客数、過去最高の22万人＝北京首都空港

23日付の中国紙・北京青年報（A12面）によると、北京首都空港は22日、中秋節（18～21日）期間の1日当たりの旅客数が延べ22万人に達し、例年の同時期と比べて最高を記録したことを明らかにした。

中秋節の4日間の発着便数は6148便、旅客数は計87万人だった。18日の旅客数が25万3000人で、期間中最多だった。（北京時事）

禁煙治療、存続の危機＝外来受付は閑散―北京

23日付の中国紙・北京青年報（A8面）によると、病院の禁煙治療外来を訪れる患者が非常に少なく、存続の危機にひんしている病院も見られる。関係者は禁煙治療用の薬物を保険の対象とすることを呼び掛けている。

北京市内の宣武医院禁煙診察部では禁煙に関する相談患者は毎日5人以下にすぎないという。禁煙治療で用いる薬は1000元超の国内産と2700元の外国産の2種類で、治療期間は3カ月。

専門家は個人の意思力による禁煙成功率は3%と低いが、専門家の支援のもとでは40%に引き上げられると指摘している。（北京時事）

16日間で80万リットルのビールを消費＝ミュンヘンビール祭り開幕―北京

23日付の中国紙・新京報（A14面）によると、北京市内で21日に開幕したミュンヘンビール祭りは16日間で延べ70万人が来訪し、80万リットルのビールを消費した。

同イベントの主催者の北京文創国際集団によると、来場者は1日平均15%のペースで増加し、特に週末と中秋節は数日前から予約が入るほどにぎわったという。

また、ビールと合わせて、期間中には32万本の豚足ローストと、35万個の鶏の丸焼きが消費され、北京市の「最高記録」を更新した。（北京時事）

温泉水以外の水使用を禁止＝北京市、温泉ホテル対象に

23日付の中国紙・北京晨報（A10面）によると、北京市品質技術監督局はこのほど、温泉ホテルで天然温泉水以外の水を加えることを禁じる方針を明らかにした。また、温泉ホテルは温泉源の長期的動態モニタリングを実施し、定期的に水質データを観測するとともに、毎日、水を循環・消毒させることなどが義務付けられる。（北京時事）